

宮城県私立高校生等奨学給付金支給要綱

(目的)

第1 高等学校等に在学する高校生等がいる低所得世帯に対し、奨学のための給付金(以下「給付金」という。)を支給することにより、全ての意思のある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育に必要な経費の負担を軽減することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。

- (1) 高等学校等 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)第2条に規定する高等学校等(特別支援学校の高等部を除く。)及び高等学校等専攻科(特別支援学校の専攻科を除く。以下同じ。)のうち私立のもの
- (2) 高校生等 法第3条に規定する就学支援金の支給を受ける資格を有する者(支給対象高等学校等が特別支援学校の高等部である者を除く。)、高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)補助対象者(特別支援学校専攻科に通う者を除く。)と認められる者
- (3) 保護者等 法第3条第2項第3号及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成22年政令第112号)第1条第1項並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則(平成22年文部科学省令第13号)第2条第2項に規定する保護者等とする。ただし、高等学校等専攻科に通う生徒については、高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和2年4月1日文部科学大臣決定)第3条第1項第4号に規定する生計維持者とする。
- (4) 通信制 高等学校・中等教育学校の通信制課程又は専修学校高等課程・一般課程の通信制学科(対象者)

第3 給付金の対象となる者は、高等学校等に在学する高校生等のいる保護者等であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 認定基準日現在、宮城県内に住所を有すること
- (2) 給付金を申請する年度(以下「申請年度」という。)の道府県民税及び市町村民税の賦課期日に日本国内に住所を有していて、申請年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税であること又は家計急変による経済的理由により道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税に相当すると認められること
- (3) 高校生等が、平成26年4月1日以降、対象となる高等学校等に入学した者であること
- (4) 次のいずれかの基準日に高校生等が高等学校等に在学していること
 - イ 4月入学者については7月1日
 - ロ 秋入学など7月2日以降に入学することが定められている者については入学日の翌月(入学日が月の初日である場合は、入学日の属する月)の1日
 - ハ 7月2日以降に家計が急変した場合には、家計急変の発生した日の属する月の翌月(家計急変の発生した日が月の初日である場合は、家計急変の発生した日の属する月)の1日
- (5) 認定基準日現在、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(令和5年5月10日こ支家第47号)」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高中生等を除く)が措置されていないこと

(給付金額)

第4 給付金の額は、別表に定めるところによる。ただし、着用を義務づけられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要であると認められる世帯(生業扶助受給者を除く。)に扶養されている私立の高等学校等に通学する高校生等については、当該災害発生等につき1回に限り、1人当たり81,000円(以下「加算額」という。)を加算して支給することができるものとする。

(給付金の申請)

第5 給付金の支給を受けようとする者は、次の各号に定める書類を、知事が別に定める日までに、宮城県内に設置されている高等学校等に在籍している高校生等のいる保護者等にあつては、在籍している学校長を経て、それ以外の保護者等については直接、知事に提出しなければならない。

- (1) 宮城県内に設置されている高等学校等に在学している高校生等のいる保護者等
 - イ 高校生等奨学給付金受給申請書（様式第1号）
 - ロ 保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税であることを証明する書類（生業扶助受給世帯を除く。）
 - ハ 高校生等以外に、15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹がいる世帯については、扶養誓約書（様式第1号の2）（専攻科を除く。）
 - ニ 生業扶助受給世帯については、生業扶助の措置状況が確認できる書類の写し
 - ホ 加算額の給付を受けようとする世帯は、制服が災害等により喪失・毀損したことを証明する書類（罹災証明書等の写し等）及び再度、制服の購入が必要であることを証明する書類（在学する高等学校等の証明書等）
 - ヘ その他知事が必要と認める書類

- (2) 前号以外の高校生等のいる保護者等
 - イ 高校生等奨学給付金受給申請書（様式第1号）
 - ロ 保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税であることを証明する書類（生業扶助受給世帯を除く。）
 - ハ 在学証明書（様式第2号）
 - ニ 高校生等以外に15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹がいる世帯については、扶養誓約書（様式第1号の2）（専攻科を除く。）
 - ホ 生業扶助受給世帯については生業扶助の措置状況が確認できる書類の写し
 - ヘ 加算額の給付を受けようとする世帯は、制服が災害等により喪失・毀損したことを証明する書類（罹災証明書等の写し等）及び再度、制服の購入が必要であることを証明する書類（在学する高等学校等の証明書等）
 - ト その他知事が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、家計急変による経済的理由により給付金の支給を受けようとする者は、次の各号に定める書類を、知事が別に定める日までに、前項に定める方法により提出するものとする。

- (1) 高校生等奨学給付金受給申請書（様式第1号）
- (2) 在学証明書（様式第2号）（宮城県外に設置されている高等学校等に在学する高校生等のいる世帯に限る。）
- (3) 家計急変の発生事由を証明する書類
- (4) 家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類
- (5) 保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類
- (6) 高校生等以外に15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹がいる世帯については、扶養誓約書（様式第1号の2）（専攻科を除く。）
- (7) 加算額の給付を受けようとする世帯は、制服が災害等により喪失・毀損したことを証明する書類（罹災証明書等の写し等）及び再度、制服の購入が必要であることを証明する書類（在学する高等学校等の証明書等）
- (8) その他知事が必要と認める書類
（支給の決定）

第6 知事は第5第1項及び第2項の規定による申請に基づき、支給を決定したときは高校生等奨学給付金支給決定通知書（様式第3号）により、給付しないことを決定したときは高校生等奨学給付金不支給決定通知書（様式第4号）により、宮城県内に設置されている高等学校等に在籍している高校生等のいる保護者等にあつては学校長を経て、それ以外の保護者等にあつては直接、通知するものとする。
（支給の方法）

第7 支給の回数は、一人の高校生等につき年1回、通算3回（定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は通算4回、高等学校等専攻科に通う高校生等は通算2回（修業年限が1年の場合は通算1回））を上限とする。ただし、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の補助対象に該当する場合は、追加で1回（定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は最大で2回まで）支給することができる。

2 支給は保護者等の預金口座等への振込により行うものとする。ただし、授業料以外の教育に必要な経費等と相殺するため、保護者等が給付金の受給を学校代表者（学校長等）に委任した場合は、高等学校等が代理受領できるものとする。

3 本給付金は、年度当初に必要となる経費を支援することを目的としているため、認定基準日の状況で確認を行い、その後の世帯状況等の変化、高校生等の休学及び退学など場合においても返還（認定基準日に遡って変更が生じた場合を除く。）は求めないものとする。

（支給の決定の取り消し等）

第8 知事は、保護者等が偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたと認められるときは、支給の決定を取り消すとともに、保護者等に通知するものとする。

2 前項により支給の決定の取り消しを受けた者は、知事が別に指示する方法により給付金を返還しなければならない。

（違約金）

第9 知事は、第8の規定により支給の決定の取り消しを受けた者が返還期日までに給付金を返還しなかったときは、返還期日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還金額について年10.95パーセントの割合で計算した違約金を徴収するものとする。

（その他）

第10 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月20日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年6月26日から施行する。

別表（要綱第4関係）

区分		高校生等 1 人当たりの給付金支給額	支給対象経費
1 生業扶助受給世帯に扶養されている高校生等（5 に該当する者を除く。）		年額 52,600 円	修学旅行費等
保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に扶養されている高校生等（1、5 に該当する者を除く。）	2 通信制の高等学校等に通う高校生等	年額 52,100 円	教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、教科外活動費、生徒会費、PTA 会費、入学学用品費等
	3 通信制以外の高等学校等に通う高校生等（4 に該当する者を除く。）	年額 142,600 円	
	4 第2子以降の通信制以外の高等学校等に通う高校生等及び当該世帯に扶養されている高校生等以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の通信制以外の高等学校等に通う高校生等	年額 152,000 円	
5 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に扶養されている高等学校等専攻科に通う高校生等		年額 52,100 円	教科書費、教材費、学用品費

(注 1) 通信制の高等学校等又は高等学校等専攻科に通う高校生等を含む複数の高校生等がいる場合には、通信制の高等学校等に通う高校生等及び高等学校等専攻科に通う高校生等は全て年額 52,100 円を用い、それ以外の高校生等は、全て年額 152,000 円を用いる（生業扶助受給世帯を除く。）。

(注 2) 家計急変世帯においては、7月1日までに家計が急変したことによる申請の場合は本表の2から5の区分に応じた支給額、7月2日以降に家計が急変したことによる申請の場合は、本表の2から5の区分に応じた額について、家計急変の発生した日の属する月の翌月（家計急変の発生した日が月の初日である場合は、家計急変の発生した日の属する月）以降の月数に応じて算定した額（1円未満の端数切り捨て）を年額とする。